

# 2024年度京都ボランティアバンク補助金

## 募集要項

### (1) 目的

本事業は、京都府内において地域住民が抱えている生活課題や今日的な課題に対して自主的、先駆的なボランティア活動を実施している団体に助成を行うことにより、府民の社会参加を促進するとともに思いやりを大切に  
する福祉のまちづくりを目指します。

### (2) 助成内容

- ① スタートアップ支援補助金
- ② 地域生活課題支え合い補助金

### (3) 対象となる団体

1. 補助金の交付を受けることができる団体は、京都府内で活動する活動団体で、下記のいずれかに該当するもの  
とします。

- ① 市町村社会福祉協議会と協力関係にある活動団体であること
- ② 京都府社協会員団体と協力関係にある活動団体であること

※スタートアップ支援補助金は、グループ設立から5年以内が対象となります。

2. 以下の場合は対象外とします

- ① 過去3年間（令和3・4・5年度）に京都ボランティアバンク補助金の内「ボランティア活動継続支援補助金」  
または「ボランティア活動特別補助金」の補助を受けている場合
- ② 過去3年間（令和3・4・5年度）で3回以上「地域課題支え合い補助金」の補助を受けている場合

### (4) 対象となる活動

1. 下記の要件を全て満たすものとします。

#### 【① スタートアップ支援補助金】

下記の取り組みを行う団体であり、設立から5年以内の団体であること。

#### 【② 地域生活課題支え合い補助金】

下記のいずれかの取り組みを行う団体であること。

①	子どもの健全育成活動、子育て支援活動、子どもの居場所づくり活動、子どもの学習支援活動、ヤングケアラー支援活動、子どもの主体的活動支援
②	障害者・高齢者の生活支援活動、障害者・高齢者の参加支援活動、居場所づくり・交流サロン活動
③	生活困窮、孤独・孤立対策活動
④	防災・減災活動（先進的な取り組み）
⑤	まちづくり支援活動、その他地域福祉の推進に寄与する活動

2.以下の活動は対象外となります。

サークル活動や趣味的な活動

#### (5)補助額

【①スタートアップ支援補助金】(予算総額2,400,000円)

1団体あたり上限40,000円

【②地域生活課題支え合い補助金】(予算総額2,000,000円)

1団体あたり上限100,000円

※補助金の申請額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数は切り捨てとなりますので、御注意ください。

※地域生活課題支え合い補助金について、同種の事業内容での申請はできませんので、御注意ください。

#### (6)対象となる経費

活動を実施していくために必要となる事業費

※備品購入に係る補助額は、上記補助額の7割を上限とします。

【対象とならない経費】

- ・人件費
- ・会員のみを対象とした交流会や役員会の開催等に係る諸経費
- ・汎用性のある備品購入であること。

※詳細については、各市町村社会福祉協議会に御相談ください。

#### (7)提出書類

- ① 所定の申請書(様式1)
- ② 所定の収支内訳書(様式2)
- ③ 所定の団体概要(別紙)及び団体概要がわかるチラシ(任意)
- ④ 定款または会則、団体役員一覧表、前年度実績報告書、前年度決算報告書
- ⑤ 備品購入を希望される場合は、見積書及びカタログ

※④については、設立1年目の団体は任意での提出となります。

#### (8)提出先

あやべボランティア総合センター

〒623-0021

綾部市本町二丁目14番地 あやべハートセンター内

電話:0773-40-1388 FAX 0773-40-1389

Email:office@ayabe-vc.net URL <https://www.ayabe-vc.net/>

#### (9)申込み締切

2024年4月1日(月)~5月20日(月)まで<<必着>>

**(10) 審議**

京都ボランティアバンク運営委員会の審議を経て、京都府社会福祉協議会にて決定します。

**(11) 補助対象期間**

2024年4月1日～2025年3月31日

**(12) 補助金交付時期**

2024年6月下旬頃を予定しています。補助金の決定通知後、御指定の銀行口座に振り込みます。

**(13) 事業報告**

補助金を受けたグループは、事業終了後または年度終了後1週間以内に、所定の実績報告書(様式3)及び決算書(様式4)を提出いただきます。

**(14) その他**

- ・審議のため、追加資料が必要な場合には、別途御提出いただきますようお願いいたします。
- ・補助申請にあたり、事業計画及び利用用途等には、十二分に吟味のうえ、御申請をお願いいたします。
- ・また、本補助金の利用用途の変更は原則認めませんので、御留意いただきますようお願いいたします。